

稲沢市国民健康保険運営協議会（第1回）議事録

- 日 時 令和7年4月28日（月）
午後1時30分から午後2時30分まで
- 場 所 稲沢市役所 政策審議室
- 出席委員 (16名)
被保険者を代表する委員
谷口喜久男、下田一人、鈴木昇、森恵美子、水野寛実
保険医又は薬剤師を代表する委員
大島宏之、山村等、服部哲尚、林峰佳、齋藤真慈
公益を代表する委員
小柳彩子、鶴野大助、鈴木純子、岡野次男、服部俊夫
被用者保険等を代表する委員
荒居昭治
- 欠席委員 なし
- 理 事 者 (1名)
稲沢市長 加藤錠司郎
- 事 務 局 (5名)
市民福祉部長 服部美樹
国保年金課長 加藤敦史
国保年金課主幹 小澤純司
国保年金課主査 駒高裕之
国保年金課主査 水野洋平

開 会 (午後1時30分)

事務局 本日は大変ご多用の中、ご参集賜り厚く御礼申し上げます。
定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第1回稲沢市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

はじめに、本年4月1日から委員さん全員が改選となりましたので、市長から委嘱状を交付させていただきます。市長が順に回りますので、委員の皆様はその場でご起立をお願いいたします。

市 長 (市長が移動して委嘱状を交付)

事務局 それでは市長からご挨拶を申し上げます。

市 長 (市長挨拶)

事務局 続きまして、本日は委員さん全員が改選された最初の会議でございますので、お一人ずつ自己紹介をいただくのが本来ではございますが、予め配付させていただいております名簿と配席図をもって紹介に代えさせていただきます。何卒よろしくをお願いいたします。

それでは、事務局の職員を紹介させていただきます。

(事務局 自己紹介)

事務局 それでは、会長及び会長職務代理者の選任をお願いしたいと思います。選任方法につきましては、まず、会長が選出されるまでの議長を選任いたします。その後、順次、会長及び会長職務代理者を選任していただきたいと思っております。

慣例によりまして、公益を代表する最年長の委員に、会長が選出されるまでの議長となつていただいておりますので、服部俊夫委員さんに議長をお願いしたいと思います。服部委員さん、よろしくをお願いいたします。

(服部(俊)委員 議長席へ移動)

議 長 ただいま事務局から指名がありましたので、会長が正式に選出されるまでの間、議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。

それでは会議に入ります。
ただいまの出席委員数は16人、委員定数16人のうち、
被保険者代表の委員5人、
保険医又は薬剤師を代表する委員5人、
公益を代表する委員5人、
被用者保険等を代表する委員1人の全員出席でございまして、
協議会規則第6条の規定による定足数を満たしておりますので、
会議の成立を認めます。

続きまして、稲沢市国民健康保険運営協議会会長の選任について
議題といたします。会長の選任方法につきまして、事務局の説明を
求めます。

事務局 会長の選任方法につきましては、国民健康保険法施行令第4条の
規定におきまして、公益を代表する委員の中から選任することにな
っております。公益を代表する委員は市議会議員でございまして、慣
例では、市議会の文教厚生委員会委員長職にある方となっております。

従いまして、岡野委員さんということになります。以上でございま
す。

議長 ただいまの事務局の説明では、会長は公益を代表する委員のうち、
市議会の文教厚生委員会委員長職にあり岡野委員さんという
ことですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしのお声をいただきましたので、岡野委員さんを本協議
会の会長と決定いたします。

新会長が決定いたしましたので、議長を交代いたします。ご協力あ
りがとうございました。

事務局 服部委員さん、ありがとうございました。席へお戻りください。
岡野委員さんは会長席へご移動をお願いいたします。

(服部(俊)委員 自席へ移動、岡野委員 会長席へ移動)

事務局 それでは、岡野会長、一言ご挨拶をお願いいたします。

会 長 　　ただいま、会長という重責を担当することになりました岡野と申します。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

　　本日は新任の方がたくさんおみえでございますので、協議事項につきましても、繰り返しの部分もあるかもしれませんが、丁寧に分かりやすくご説明いただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

　　それでは、協議会規則第3条の規定により、会長が議長となることが定められておりますので、議長を務めさせていただきます。

議 長 　　それでは、稲沢市国民健康保険運営協議会会長職務代理者の選任について議題とします。会長職務代理者の選任方法につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 　　会長職務代理者も会長と同様、国民健康保険法施行令第4条で、公益を代表する委員から選任することになっております。

　　慣例によりまして、会長を除く公益代表の最年長の委員の方ということで、服部俊夫委員さんをお願いをしたいと思います。以上でございます。

議 長 　　会長職務代理者には服部俊夫委員さんということでございますが、服部委員さんを選任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 　　ありがとうございました。異議なしと認めます。
よって、会長職務代理者は服部俊夫委員さんと決定いたしました。
服部委員さん、よろしく申し上げます。

次に、議事録署名者の指名に入ります。
協議会規則第9条により、署名者2名を指名させていただきます。

被保険者を代表して 谷口委員さん

保険医又は薬剤師を代表して 大島委員さん をお願いいたします。

それでは、協議事項であります「稲沢市国民健康保険税課税限度額の改正」について、市長さんから諮問を受けたいと思います。

市 長 　　（諮問書を朗読し、議長に手渡す）

事務局 なお、市長は他の公務のため、一旦退席をさせていただきますので、
よろしく願いいたします。

市 長 (市長退室)

議 長 それでは、協議事項「稲沢市国民健康保険税課税限度額の改正」に
ついて、事務局の説明を求めます。

事務局 (説 明)

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問がございましたら、
ご発言をお願いいたします。

委 員 ご説明ありがとうございました。私としては、今回の国民健康保険
税課税限度額の引き上げについては反対をしたいと思います。

 昨年の10月に社会保障審議会の部会で、課税限度額の109万円へ
の引き上げが了承されたと理解しております。限度額を引き上げる
ことで高額所得者の方々にそれなりに負担をしてもらうという意味
での改正だと思いますが、同時に、年収400万円くらいの方の場合、
本来、税額が32万1,000円くらいになるところが31万9,000円く
らいになったということで、限度額が引き上げられることによって
税額の引き上げ幅が少し抑えられたという説明を新聞報道で見まし
た。

 しかし、そうであるならば、やはり国民健康保険税そのものの仕組
みや税のあり方を考えなければいけないと思います。

 これまでも様々な場面で主張してきましたように、公費、いわゆる
国の負担割合をもっと引き上げていかなければならない。全国の市
町村会でも1兆円規模の公費負担、国の国庫負担を求めている中で、
そういった負担割合が見直されることなく、結局、被保険者の保険料
の引き上げ、今回は限度額の引き上げになりますが、それではやはり
賛同できないと思います。

 いま、物価高騰で家計が苦しい中、国保税の引き上げはやはり許さ
れるものではないと思います。暮らしを守るための物価高騰に対す
る提案ということでは、私どもが所属しております日本共産党にお
きましても、東京の場合で言いますと、東京都に対して、保険料を1
人当たり3万円程度引き下げよう、緊急の申し入れを行っていま

す。

また、子どもの均等割ですが、子どもが1人増えると国民健康保険税が高くなり、負担が増えるわけで、それはおかしいです。稲沢市の場合は18歳まで2分の1の補助を行うことで軽減を図っていますが、これは本来ゼロにすべきだと考えます。

従いまして、今回の国民健康保険税の課税限度額引き上げについては、国民健康保険税そのものの引き上げにもなるということから反対をしたいと思います。以上です。

議 長 他に委員の皆様からご意見、ご質問はございませんか。

委 員 今回、令和7年度の国民健康保険税の課税限度額の改正ということで、先ほどもご説明がありましたように年々課税限度額を上げざるを得ない状況になっているとのことですが、そのあたりの背景をご説明いただいた方が分かりやすいのではないかと思います。

愛知県にも同じように国保運営協議会があって、6年というタームの中で方針が策定されているとお聞きしております。いろいろな取り組みを進めていく中で、最終的にはどのような着地点になっていくのか、稲沢市の国保をどのようにしていくのか、というところも非常に重要だと思います。冒頭に市長からお話がありましたように、市の人口が減っている中、昨今の被保険者の方々の収入など、いろいろな要素が重なって国保税を上げざるを得ない状況になってくるのかなと想定しています。法定外の繰り入れの削減や保険料水準の統一などが県の中で訴えられていますが、稲沢市としてどのような方向性の中で今回の改正を行うのか、ご教示いただけると理解しやすいと思います。

事務局 現在、国全体の取り組みとして、都道府県内での保険料水準の統一化という動きがあります。既に統一化が図られている都道府県も一部ありますが、愛知県の動きとしては、まず令和11年度に納付金ベースでの保険料水準の統一が予定されています。現状、納付金の算定に市町村ごとの医療費水準が反映されているのですが、この地域ごとの医療費の差を加味せず納付金を決めるというものです。その後、保険料水準の完全統一という流れなのですが、その時期については愛知県ではまだ決まっていません。ただ、令和8年度までに完全統一の目標年度を定めていく旨が示されています。

また、保険料水準の統一に向け、愛知県から納付金額が示されるの

に併せて、納付金を支払うための基準とすべき標準保険料率も示されます。その数値を保険税率の将来的な目標数値として参考にする旨が愛知県から示されています。

次に一般会計からの法定外の繰り入れについてですが、法定ではないものの、地域の事情に応じて一般会計からお金を繰り入れるというものです。この法定外の繰り入れについては、保険料水準の統一に伴い、基本的になくすものと認識しています。保険税による収入でやりくりできるよう、保険税率を標準保険料率に近づけていく必要があるものと考えています。

ただ、稲沢市では対応が遅れておりまして、本市の保険税率は、標準保険料率だけでなく、近隣他市の保険料率と比べても低い水準に留まっており、法定外の繰り入れに頼っている状態です。今後、保険料水準が完全統一されると、加入者の負担が急激に増加してしまうということも考えられますので、保険税率を標準保険料率に近づけ、法定外の繰り入れを減少させる努力は、どうしても進めていかなければならないものと考えております。

委 員

私ども被用者保険は、企業の従業員が加入している健康保険組合という形ですが、稲沢市国保運営協議会と関係がないわけではありません。健康保険組合の運営は、加入者の拠出する保険料と会社の負担で全てを賄っています。国保の運営に関しても、公費という形で国や県、市の財政から負担される部分と加入者の方々が支払われる保険料により賄われています。先ほどお話のありました法定外繰り入れに関しましては、本来、国保は国保事業の中で財政を均衡させるべきところを、被用者保険の方々も納めている税金により、一部ではありますが、国保運営の足りない分を繰り入れることで財政を均衡させているという実情がございます。稲沢市にお住まいの被用者保険の方々も、少しではありますが、国保運営の負担をしているということをご承知置きいただきたいと思っております。

事務局から説明がありましたように、本来、この法定外繰り入れをゼロにするということが最終目標になっているわけですが、少しお時間かかるようですので、その推移を見守りたいと思っております。

議 長

他に委員の皆様からご意見、ご質問はございませんか。

それでは質疑を終了させていただきたいと思っております。

お諮りいたします。「稲沢市国民健康保険税課税限度額の改正」について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成多数)

議 長 ありがとうございます。賛成多数でありますので、改正することに決しました。

 それでは、ただいま決議されました、稲沢市国民健康保険税課税限度額の改正について、市長に答申することといたします。

 準備のため、暫時休憩といたします。

(休 憩)

市 長 (市長入室)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

 それでは、答申書を市長にお渡ししたいと思います。

 (答申書を朗読し、市長に手渡す)

事務局 それでは、市長から御礼の挨拶を申し上げます。

市 長 (御礼の挨拶)

事務局 なお、市長は、他の公務のため、これで退席をさせていただきます。

市 長 (市長退室)

議 長 続きまして、報告事項「(1) 稲沢市国民健康保険税における軽減判定基準の改正」について、事務局の説明を求めます。

事務局 (説 明)

議 長 事務局の説明が終わりました。

 委員の皆様からご意見、ご質問はございませんか。

 それでは質疑を終了させていただきたいと思います。

 続きまして、報告事項「(2) 令和6年度国民健康保険の事業状況」について、事務局の説明を求めます。

事務局 (説 明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
委員の皆様からご意見、ご質問はございませんか。

委 員 軽減を受けている世帯は1万世帯くらいということですが、国民健康保険の対象世帯が1万5,000世帯くらいなので、3分の2くらいは軽減を受けているということによいですか。

事務局 お見込みのとおりです。

委 員 収納率で言うと、95%くらいが毎年度の保険料を支払っていて、5%くらいが滞納になっているということによいですか。
また、滞納額のうち25%くらいが後から努力して支払われており、だんだん積み上がっているという理解によいですか。

事務局 お見込みのとおりです。現年課税分がその年度に課税された分で、滞繰課税分がその年度に収納できなかった分を翌年度に繰り越し、それが積み重なったものになります。

議 長 他に委員の皆様からご意見、ご質問はございませんか。

委 員 ただいまお話のありました収納の関係で、資料の10ページになります。何年か委員をさせていただいている中で、収納率は徐々にですが、努力されて上がってきているのが実情かと思えます。
別の機会で名古屋市の数値を見たのですが、国保税の収納率は92.5%で、現年課税分が96.6%、滞繰課税分が34.98%でした。政令指定都市では軒並み収納率が90%を超えており、少し乖離していると感じますが、何か理由があるのか、また、現在どのような取り組みをしているのか、お伺いしたいと思います。

事務局 国保税に限らないのですが、口座振替を義務付けている市町村があり、そういった形での強化もあるものと認識しています。稲沢市では推進する方針ではあるものの、そこまでは至っておりません。
稲沢市の取り組みとしては、例えば、昨年末に年末特別催告として、日曜日に管理職が2人1組で国保税の滞納者を訪問して納付の勧奨を行う取り組みを実施しました。

議 長 他に委員の皆様からご意見、ご質問はございませんか。

委 員 全国的に外国人の滞納が問題になっていますが、滞納繰越の課税分には、外国人が滞納したまま本国に帰られて徴収ができない分も含まれているのですか。

事務局 徴収ができないものとして執行停止などの手続きがされているものはありますが、基本的にそういった方の分も含まれています。

議 長 他に委員の皆様からご意見、ご質問はございませんか。

委 員 資料の8ページにありますように、歳入と歳出の差額は1億4,200万円ほどになるものの、基金の積み立てと取り崩しを差し引くと4,392万円ほどのマイナスになるとご説明があったと思います。
これが実態だと思うのですが、最終的に令和6年度末の基金の残額はいくらになるのか、お伺いしたいと思います。

事務局 国保事業会計の安定・強化分と令和5年度の高校生までの均等割減免分を合わせて2億6,371万円を基金に積み立て、令和6年度予算の不足分に充てるために3億2,000万円を基金から取り崩しており、令和6年度末時点の基金残額は2億7,092万5,983円となっております。

議 長 他に委員の皆様からご意見、ご質問はございませんか。
それでは質疑を終了させていただきたいと思います。
次に「その他」について、事務局からお願いします。

事務局 「その他」は特にございませぬ。

議 長 以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

事務局 ありがとうございます。
最後に、市民福祉部長から御礼の挨拶を申し上げます。

部 長 (御礼の挨拶)

議 長 以上で本日の会議を終了いたします。

閉 会 (午後 2 時 3 0 分)

令和 年 月 日

会 長

委 員

委 員

*会議開催後に会議資料 6 ページ「(4) 軽減判定基準の改正による影響について」の表中の世帯数の数値に誤りがあることが判明したため、会議資料を訂正しました。そのため、議事録 9 ページ 4 行目から始まる委員の質問及び事務局の回答について、会議資料の数値と齟齬があります。